

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 青色申告承認取消処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(菊池税務署長)

平成24年8月9日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年11月2日判決、本資料261号-213・順号11803)

判 決

控訴人	g
同訴訟代理人弁護士	菅野 庄一
同	喜多 俊弘
被控訴人	国
同代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	菊池税務署長 杉本 知寛
同指定代理人	森 寿明
同	菊池 豊
同	石川 真理
同	林 俊生
同	石川 尚登

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 菊池税務署長が控訴人に対し平成17年6月29日付けでした平成15年分以降の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 3 菊池税務署長が控訴人に対し平成17年6月29日付けでした平成14年分の所得税更正処分のうち納付すべき税額1184万3700円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成20年8月6日付け裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。
- 4 菊池税務署長が控訴人に対し平成17年6月29日付けでした平成15年分の所得税更正処分のうち納付すべき税額80万4100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成20年8月6日付け裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。
- 5 菊池税務署長が控訴人に対し平成17年6月29日付けでした平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分(ただし、平成20年8月6日付け裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。

消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が僧侶として行う除霊、祈祷等に係る収入の一部を申告していなかったこと及び帳簿書類の記帳に不備があること等を理由に処分行政庁である菊池税務署長が控訴人に対してした青色申告の承認の取消処分（本件取消処分）、平成14年の所得税の更正処分（平成14年更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分（平成14年賦課決定処分）、平成15年所得税の更正処分（平成15年更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分（平成15年賦課決定処分）、平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分（本件消費税更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件加算税賦課決定処分）について、控訴人が、これらの処分は違法である旨主張して、同各処分の取消しを求めた事案である。

原審は、本件取消処分について、控訴人には所得税法（以下「法」という。）148条1項により備付け、記録及び保存をしなければならないと定められている帳簿書類がなく、少なくとも平成15年において、法150条1項1号が定める青色申告の承認の取消事由に該当する事実があると認められ、また、菊池税務署長のした上記青色申告承認取消処分には控訴人が主張する裁量権の濫用は認められないとして、これを適法とし、上記各更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分についても、平成15年の収入のうち、G・I名義の普通預金口座（本件G口座）に入金された410万9237円は祈祷の対価の性質を有するものと認められ、それに係る収入は、祈祷をする主体である控訴人に帰属すると解するのが相当であり、また、控訴人が同年の事業の必要経費として主張する旅費交通費、雑費差額、衣装代の減価償却費、手数料差額、固定資産除却損は、いずれも控訴人の事業の必要経費とは認められず、平成14年の事業所得についての推計課税もその必要性が認められ、推計の方法も合理性を有する等として、いずれも適法なものとして認め、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、これを不服として控訴した。

2 関係法令の定め及び前提事実等

- (1) 関係法令の定め及び前提事実は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2頁8行目から5頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の3（原判決5頁21行目から末行まで）に記載のとおりであるから、これらを引用する。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

争点及び争点に対する当事者の主張は、後記第3において摘示するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の4及び5（原判決6頁1行目から48頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、控訴理由について次のとおり判断するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から5まで（原判決48頁22行目から70頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴理由について

(1) 本件取消処分について

控訴人は、① 国税庁長官が発出した平成12年7月3日付け課所4-17ほかによる「個人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」と題する通達（甲42。以下「本件事務運営指針」という。）が、個人の青色申告の承認の取消しは法150条1項各号に掲げる事実及びその程度、記帳状況等を総合勘案の上真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行うこととして、同条1項3号所定の隠ぺい、仮装等の場合における青色申告の承認の取消しについて制限的指針を設けていること等を指摘し、青色申告承認取消処分は、取消事由の程度、記帳状況等を考慮した上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合に該当するか否かを吟味して謙抑的に行われなければならない、憲法上の平等原則に照らし、合理性のない本件事務運営指針からの著しい逸脱は法令の解釈を誤ったもの、あるいは裁量権を逸脱したものとして違法となるとした上、本件取消処分においては、調査担当者の控訴人との面接は3回に留まり、十分な聞き取りや説得をしていないこと、控訴人のほ脱は、収入については2%未満であり、経費の否認も家事関連費に留まり、重加算税の対象になっておらず、売上げ除外、裏預金をした事実もないこと、控訴人が採用している会計システムに照らせば、預金出納帳という形式で記帳されているのであるから、所得は預金出納帳によって容易にかつ正確に把握することができるのであり、本件は、帳簿を全く作成していない場合、あるいは課税庁の求めに対して敢えて提出を拒んだケース、すなわち所得の把握自体を困難にさせたケースと同視することはできないこと、控訴人は、出納帳とその裏付けとなる摘要をメモした預金通帳とを作成し保管していることによって、帳簿書類の記載自体によって所得を把握できる程度の正確性をもって所定の一切の取引を記録すべきという青色申告者の義務を果たしていること、そもそも、控訴人は、税務署から「出納帳を記帳する時間や人がいないなら、通帳を通しなさい。」と指導されていたのであり、通帳が日計表の代わりをする、銀行の出し入れの横に摘要を書いておけば、これが帳簿の役目を果たすから現金出納帳に記載する必要はないと考え、実行してきたこと、これらの事情を考慮すれば、本件取消処分は、合理性なく本件事務運営指針から著しく逸脱してされたものであり、処分行政庁の裁量権を逸脱する違法なものであると認められるとの趣旨の主張をする。

しかし、法が採用する申告納税制度及び青色申告制度の趣旨、法148条1項、150条1項1号の各文言及び趣旨によれば、法は、申告納税制度が適正に機能するために、青色申告者に、所得税法施行規則で定めるところにより、帳簿書類を備え付けて事業所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存することを義務付けており、青色申告者は、事業所得の金額が正確に計算できるようにその事業所得に係る資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないのであって（所得税法施行規則57条1項）、これを履践しなければ法150条1項1号に該当することを免れないところ、前記引用に係る原判決が認定するとおり、平成14年及び15年当時信者から受け取ったお布施が本件現金出納帳に記載されることはなかったのであるから、控訴人は法150条1項に定める青色申告の取消事由が存することは明らかである。そして、上記引用に係る原判決認定事実、証拠（乙11～16、31）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人の事業所得に係る収入はお布施に係る現金が主なものであるから、法148条1項により現金出納簿にお布施を記録することが必要であるにもかかわらず、控訴人の現金出納帳には記載がされていなかったこと、そのため、調査

担当者は、控訴人に対し、法234条1項（当該職員の質問検査権）に基づいて、信者ごとの個々の収入金額を検証するために、祈祷等の予約簿及びカルテの提示を再三要求したが、控訴人は、その提示を拒否し、結局、信者ごとの個々の収入金額を明らかにしなかったこと、また、多数の公表外預金への入金もあったことから、調査担当者がその取引内容の具体的状況を検証するために、控訴人に対して再三質問したにもかかわらず、控訴人は何ら具体的な説明も、その内容を明らかにする資料等の提示もしなかったこと、そのため、上記入金と公表の帳簿との関連が不明であったこと、以上の事実が認められるのであり、同事実関係に照らせば、本件取消処分が裁量権を逸脱する違法なものであるということとはできず、この点に関する控訴人の主張は失当である。

控訴人は、控訴人が採用している会計システムに照らせば、預金出納帳という形式で記帳されているのであるから、所得は預金出納帳によって容易にかつ正確に把握することができるのであり、控訴人は、出納帳とその裏付けとなる摘要をメモした預金通帳とを作成し保管していることによって、帳簿書類の記載自体によって所得を把握できる程度の正確性をもって所定の一切の取引を記録すべきという青色申告者の義務を果たしていた旨主張する。

しかしながら、控訴人が主張するような手法では法148条1項、所得税法施行規則57条1項が定めるところにより控訴人の帳簿書類に事業所得の金額に係る取引を記録しているものということとはできない。法150条1項1号が、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法148条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないことを青色申告承認の取消事由としている理由は前記のとおりであって、納税者の帳簿書類について税務署長が同法234条1項の規定に基づく調査をなし得ることを前提として、その調査により帳簿書類の備付け、記録、保存が正しく行われていることを確認することができる場合に青色申告承認による特典を与えるとの趣旨に出たものと解され、このことからすれば、法148条1項所定の備付け等の義務とは、ただ単に帳簿書類が存すればよいというものではなく、これに対する調査がされた場合には、適時に提示することが可能なようにし、税務職員においてこれを閲覧検討し、帳簿書類が青色申告の基礎として適格性を有するものか否かを判断し得る状態にしておくことを意味するものと解すべきであるところ（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同17年3月10日第一小法廷判決・民集59巻2号379頁参照）、上記のとおり、控訴人は、日々の信者ごとのお布施の金額を本件現金出納帳に記載せず、その後数日分がまとめて入金されたとする本件預金出納帳の各入金額が日々の信者ごとのお布施の金額のすべてであるかを確認し得る状態にしていなかったのであるから、控訴人の帳簿書類等の備付け、記録又は保存は、法148条1項が定めるところに従っていなかったと認められる。

(2) 平成15年更正処分及び平成15年税賦課決定処分について

ア 本件ウェブサイトに係る「おさいせん」について

控訴人は、当審においても、本件ウェブサイトに係る収入について、所得の帰属は、誰が主宰し、その利得を最終的に誰が享受するかで判断すべきであるところ、本件ウェブサイトの開設、運営は、I（以下「I」という。）が自己の判断でかつ自己を事業主体として始めたものであり、入金口座（本件G口座）も「G」であり、得た利得もIが自分で費消しているとして、上記収入はIに帰属し、同人が申告すべきものである旨、また、本件ウェブサイトに係る収入を控訴人の収入とするのであれば、本件ウェブサイトの開設費は、課税当局において、反面調査で実額を確認するか、その当時の同種サイトの通常の開設費や運営費を積極

的に認容すべきであり、費用収益対応の原則により、収入に対応する経費を合理的な基準で見積もり、控訴人の必要経費に計上すべきである旨主張する。

しかし、平成15年中に本件G口座に入金された「おさいせん」が控訴人の収入と認められること及び同金員取得の必要経費となるウェブサイト開設費を認めることができないことは、上記引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2（原判決55頁9頁から58頁23行目まで）に記載のとおりである。

イ 事業所得に係る必要経費について

控訴人は、手数料差額、固定資産償却損についての異義主張を撤回している。

(ア) 旅費交通費について

控訴人は、原判決別紙8記載番号6、7、11、19の各支出については異義主張を撤回している。

a 原判決別紙8記載番号1について

控訴人は、原判決別紙8記載番号1の支部長会議に係る旅費交通費について、A支部長ら幹部が平成14年12月30日から平成15年1月3日にかけて東京で年越しと新年会を兼ねて支部長会議を開いた際の宿泊の支出であり、年末から年始にかけて支部長などAの幹部クラスの教師たちが熊本本院に会し、支部長会議と懇親会を開催するのが通例であったところ、平成14年暮れは、控訴人が東京で著書出版の打合せがあり、平成15年の年明けには京都でも用事を抱えていたため、東京に関係者を呼び寄せて開催したものであって、その際、出版関係者も食事会に出席したが、同関係者のために費消した金額部分を確定できないので、全額が平成15年の事業所得に係る必要経費として認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲53の1（ファクシミリ送信書）、53の2～12（「お勘定書」）、54（領収証））によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。上記「お勘定書」の記載によれば、その内容は、宿泊に係る室料、飲食料、マッサージ料、サウナの料金等であり、同証拠は、控訴人主張の会議が行われたことを認めるに足りないものであり、上記費用の支出が控訴人の事業と関連性や必要性を有することを明らかとする支部長会議等の式次第、配付資料及び議事録等は証拠として提出されていないことからすれば、控訴人の上記主張を採用することはできない。

b 原判決別紙8記載番号2ないし4について

控訴人は、原判決別紙8記載番号2ないし4の信者家族宿泊代に係る旅費交通費について、霊視相談や祈祷のために熊本を訪れた信者の宿泊費であり、比較的高額の相談料や祈祷料を喜捨した遠方の信者、あるいは2日間にわたって相談や祈祷を行う信者が熊本に宿泊しなければならない場合には、通例として控訴人の負担で宿泊先を提供しており、これらの支出は交際費に類する支出であるから、いずれも平成15年の事業所得の必要経費として認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲61～63（領収証））によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。控訴人が信者の宿泊費を負担する

ことが控訴人の事業に係る活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上客観的に必要な事柄であるとは直ちには認め難く、控訴人が信者の宿泊費を負担しなければ信者からお布施を得ることができないことについての特別の事情については、これを認めるに足りる証拠はない。

c 原判決別紙8記載番号5、13及び14について

控訴人は、原判決別紙8記載番号5、13及び14のA職員の慰安に係る旅費交通費について、Aの教師家族の誕生会や慰安旅行の支出であり、いずれも職員の福利厚生のための支出であるから、平成15年の事業所得の必要経費として認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲64の1（領収証）、2（請求・明細書））によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。上記請求・明細書の名宛人はIであり、その内容は宿泊代及び飲食代であって、実際に当該支出がA職員又はその家族の誕生会又は慰安旅行に係る支出であることを認めるに足りない。

d 原判決別紙記載8の番号8、9、12、15～18について

控訴人は、原判決別紙8記載番号8、9、12、15～18のA護摩供養、講習会に係る旅費交通費について、いずれもAの護摩供養や講習会に係る費用であるから、平成15年の事業所得の必要経費として認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲65の1、2、66の1、2、68の1、2、69、70、71の1、2、84）によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。甲65の1の領収証の金額（11万5565円）と同号証の2の控台帳の金額（11万2565円）、甲66の1の領収証の金額（32万4985円）と同号証の2の控台帳の金額（32万0185円）、甲68の1の領収証の金額（28万5422円）と同号証の2の請求・明細書の金額（28万3452円）については、領収証の金額とその内訳を示す控台帳や請求・明細書の金額が合致せず、甲69の領収証、請求・明細書には領収日付印が押捺されておらず、護摩供養や講習会の日程、式次第、配付資料などの控訴人の業務との関連性や必要性を基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はない。

e 原判決別紙8記載番号10について

控訴人は、原判決別紙8記載番号10の回数券代について、東京熊本間の航空券の回数券代であり、個人事業と法人事業と共同で使用していたから、その50%が事業所得の必要経費として認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲67（領収証））によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。同証拠には、旅客運賃料金の記載があるのみで、回数券を利用した際の利用区間、利用者、利用日時を認めるに足りる証拠はない。

(イ) 雑費について

控訴人は、原判決別紙9記載番号1、3～8、11、12、16、18、20～22、

26の各支出については異議主張を撤回している。

a 原判決別紙9記載番号2、15、17、19、23～25について

控訴人は、原判決別紙9記載番号2、15、17、19、23～25の雑費について、番号2は教職員の新年会の費用であり、番号15は幹部との飲食代であり、番号17は信者の宿泊代であり、番号19、23、24は講習会時の宿泊費であり、番号25は控訴人がA京都支部幹部と会合した際の宿泊費であるから、いずれも平成15年の事業所得の必要経費として認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲72、74～79、89（領収証等））によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。甲72、77及び78については、内訳を示すものはなく、甲75はe宛ての領収証、請求・明細書であって、上記費用の支出を控訴人が負担すべき理由、控訴人の事業との関連性、必要性を基礎付けるに足りる事実については的確な証拠がない。

b 原判決別紙9記載番号9、13、14について

控訴人は、原判決別紙9記載番号9、13、14の衣装代について、衣裳は、宗教活動における個人面接による相談、出版、テレビ出演や取材時に着用するものであり、平成15年分調査報告書の「平成15年行動表」（甲46、2頁）の記載からうかがえるとおり、おおむね控訴人個人と法人とで半分ずつ使用しているから、個人事業40%、法人事業40%、家事関連20%として按分し、40パーセントに相当する金額が控訴人の平成15年の事業所得に係る必要経費と認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲80～82（領収証））によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。上記費用の支出を控訴人が負担すべき理由、控訴人の事業との関連性、必要性を基礎付ける事実についてはこれを認めに足りる的確な証拠がない。

c 原判決別紙9記載番号27について

控訴人は、原判決別紙9記載番号27の数の子代（お歳暮400個）について、上記bと同旨の理由から、個人事業40%、法人事業40%、家事関連20%として按分し、40%に相当する部分80万円が控訴人の平成15年の事業所得に係る必要経費と認められるべきである旨主張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲83（領収証））によっても、上記費用をもって控訴人の平成15年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。上記費用の支出を控訴人が負担すべき理由、控訴人の事業との関連性、必要性を基礎付ける事実についてはこれを認めるに足りる的確な証拠がない。

d 原判決別紙9記載番号10について

控訴人は、原判決別紙9記載番号10のお祝いについて、Aの信者であり、日頃から多額の祈禱料や寄付金を支払っている法人及びその代表者であるeに対する祝い金であり、控訴人の普通預金から出金し、平成15年4月22日の商号変更の祝いの際に渡したものであって、平成15年の事業所得の必要経費として認められるべきである旨主

張する。

しかし、控訴人が上記主張に沿う証拠として提出する証拠（甲 7 3（閉鎖事項全部証明書）、8 6（普通預金通帳））によっても、上記費用をもって控訴人の平成 1 5 年事業所得に係る必要経費と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。上記各証拠からは、同年 4 月 1 8 日、控訴人名義の普通預金口座から 2 0 0 万円が引き出され、同口座通帳の同金額欄右側に手書き文字による「オイワイ」の記載があること、同月 2 2 日、e を代表取締役とする株式会社 t が株式会社 y に商号変更されたことが認められるが、控訴人と同法人ないし e との関係、祝い金として 2 0 0 万円を贈る必要性又は合理性を基礎付ける事実についてはこれを認めるに足りる的確な証拠がない。

(3) 平成 1 4 年分更正処分及び平成 1 4 年賦課決定処分について

ア 推計課税について

控訴人は、OCR 伝票（甲 1 7）で現金や普通預金の仕訳を行い、毎月、税理士事務所が監査を行い（甲 4 9 以下）、適正に処理していたから、同伝票をデータ入力することにより容易に正確な総勘定元帳を出力することが可能であり、事業所得は実額で算定することができたから、控訴人の平成 1 4 年の事業所得について推計課税をする必要はなく、推計により平成 1 4 年分の所得税を算定して行った菊池税務署長の平成 1 4 年更正処分及び平成 1 4 年賦課決定処分は違法である旨主張する（なお、控訴人は、本件審査請求時においては実額での課税が可能であるとして推計の必要性を争っていたが、原審においては、推計の基準とされた平成 1 5 年の控訴人の事業所得の金額に誤りがあるため、これを基準としてされた推計の結果も誤っており、この推計に基づく平成 1 4 年更正処分等は違法である旨のみを主張し、推計の必要性自体については争うことを明らかにしなかった。）。

しかし、証拠（乙 1 1、1 3、2 3）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人が本件調査時に提示した平成 1 4 年分に関する帳簿書類等は、月別集計表、領収書等及び現金出納帳であるところ、月別集計表は、その作成経緯が不明であり、領収書等は未整理であり、現金出納帳には日々の残高の記載がなく、7 月分までで、年間分が揃っていないこと、かつ、これらの帳簿書類等からは、控訴人が平成 1 5 年 3 月 1 5 日付けで菊池税務署長に提出した平成 1 4 年分収支内訳書（一般用）（乙 2 3）に記載された売上原価及び必要経費の額が正当であるか否かを確認できなかったこと、本件調査において、控訴人の記帳担当者であった甲は、記帳する際、現金残高を確認しておらず、平成 1 5 年の年末現金残高も根拠なく 1 5 万円を計上し、平成 1 5 年分の経費として記載されている金額の裏付けとなる書類は、領収書しかなく、平成 1 4 年分以前の帳簿や決算資料は所在不明である旨供述し、控訴人も、備付帳簿と保存状況について、平成 1 3、1 4 年分は信者の P がつけていた帳簿があるはずであるが見つからない、1 4 年分は、現金出納帳の 1 月から 7 月までの綴りと月別集計表と領収書があるが、出納帳は数か月しか書いていないので、別にあると思われる、月別集計表は何から何のために作成された表であるか分からない、領収書は月別に袋に入っている、未整理である旨供述していたこと、以上のとおり認められるのであり、これによれば、控訴人の平成 1 4 年の事業所得については、帳簿書類等の不備に当たる事実があることは明らかであり、このような状況では、控訴人の平成 1 4 年分の事業所得を実額で把握することは不可能であるから、本件には推計課税の必要性があったと認められる。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 返還金について

控訴人は、振込送金の事実が認められる信者R分150万円、信者Q分750万円及びOCR伝票綴り及び普通預金通帳から支出の事実が認められる5件の返金520万円の合計1420万円については、平成14年の事業収入からの返金分として事業所得からの減額が認められるべきである旨主張する（なお、控訴人は、当初主張金額1792万円との差額373万円についての主張を撤回している。）。

しかし、上記返金対象者からの事業収入の事実、あるいは、平成14年事業収入と上記返金との対応関係は明らかでないのであり、上記送金等の事実から直ちに平成14年事業収入からの返金の事実を認めることはできない。そして、他に同事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ その他、控訴人は、平成14年分事業所得について税理士④作成の調査報告書（甲45）等を提出するが、所得の実額が把握できる場合には推計の合理性について主張立証する必要はないことになるから、実額反証は、国による推計課税の主張がされた後、遅滞なくされなければならない、推計課税の立証が終わってからの実額の主張、立証は時機に後れた攻撃防御方法として却下するのが相当である（国税通則法116条、民訴法157条1項）。控訴人は、平成21年12月2日の原審第3回口頭弁論期日において「被告が推計課税に基づいてした本件14年分処分について、実額反証はしない。」と記載した同月1日付け準備審面(1)を陳述し、被控訴人も原審口頭弁論終結時までに平成14年事業所得に関する推計課税の相当性に関する主張立証を終えていたから、控訴人が当審において上記書証等により実額反証を行うことは時機に後れたものとして却下する。

(4) 本件消費税更正処分及び本件加算税賦課処分について

控訴人は、お布施、戒名料、玉串料等の葬儀、法要等に伴う収入は、宗教活動に伴う実質的な喜捨金と認識され、本来課税の対象とならないところ、控訴人が得る祈祷料は宗教活動に伴う喜捨金であるから、課税の対象とならず、また、控訴人は預り金である消費税相当分を受領していないから、本件消費税更正処分等は不適法である旨主張する。

しかし、控訴人は、当審において、控訴人主張の祈祷料が消費税法2条1項8号にいう資産の譲渡等に当たらないとの趣旨の主張をするも、その金額、取得の時期についての具体的主張はなく、また、平成16年3月16日、平成15年1月1日から同年12月31日の課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告をした後（乙6）、本件異議申立て、本件審査請求、そして原審においても、消費税の課税対象とならないことに関する具体的主張をしてこなかった経緯が認められるのであり、これらの事情を考慮すれば、消費税等の課税対象となった控訴人の所得が宗教活動に伴う喜捨金に係るものとは直ちには認め難いものであり、これを消費税法2条1項8号にいう資産の譲渡等に当たらないものと認めることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用の限りでない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 高世 三郎
裁判官 廣田 泰士
裁判官 増森 珠美